

交野市立第一中学校区魅力ある学校づくり事業
基本設計等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

交野市立第一中学校区魅力ある学校づくり事業 基本設計等業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要項

1. 業務名

交野市立第一中学校区魅力ある学校づくり事業 基本設計等業務委託

2. 趣旨

この実施要項は、交野市（以下「本市」という。）が「交野市立第一中学校区魅力ある学校づくり事業 基本設計等業務委託」（以下「本業務」という。）の受託者を選定するために実施する公募型プロポーザル方式による選定手続き（以下「本プロポーザル」という。）に関して必要な事項を定める。

3. 支援業務の背景及び目的

本市では、平成28年度より学校の規模適正化・適正配置に取り組んでおり、全中学校区の望ましい学校適正配置について、平成31年2月に「交野市学校規模適正化基本計画」で定めた。その中で、第一中学校区は、小規模な学校や施設の老朽化など、喫緊の課題を持つ校区であり、交野小学校、長宝寺小学校、第一中学校を統合し、現在の交野小学校敷地に施設一体型小中一貫校を設置することとしている。

令和元年度には、新たな学校づくりのため、保護者や地域、教職員とのワークショップ等による対話・意見聴取を重ね、メインコンセプトを定め、新しい学校の在り方を検討し、令和2年3月には「交野市立第一中学校区魅力ある学校づくり事業 基本方針・基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定した。

現在、施設一体型小中一貫校の建設に向けた条件整理等を進めるにあたり、「基本計画」について理解し、学校施設の設計に対する意欲・熱意を持ち、また高い技術と豊富な経験を有する設計者が求められている。

本業務は、「基本計画」を具体化するため、本市や地域の歴史や実情、ワークショップ等によって聴取する意見も踏まえ、価格だけでなく、設計技術はもちろん、新しい教育環境の整備について、第一中学校区における魅力ある学校が具体的に想起されるか等を総合的に評価し、事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

4. 委託期間

委託契約締結日から令和3年3月31日までとする。

5. 参加者の構成要件

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、単体事業者又は共同事業者によるものとする。
- (2) 共同事業者で応募する場合は、共同事業者を構成する事業者において代表となる幹事者（以下「幹事者」という。）を定めること。

- (3) 共同事業者を構成する構成員（以下「構成員」という。）は単体事業者及び他の共同事業者の構成員として、本プロポーザルに応募することができない。

6. 参加資格

本プロポーザルに応募できる者は、以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
 - (4) 参加表明書等および技術提案書等の提出期間において、本市建設工事等指名停止要項による指名停止等の期間中でないこと。また、他の自治体より指名停止処分を受けている者でないこと。
 - (5) 私的独占の禁止又は公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
 - (6) 本市の令和2年度建設コンサルタント等業務競争入札参加資格を有する者であること。ただし、共同事業者で参加する場合は、幹事者が満たしていれば可とする。
- ※本市の令和2年度建設コンサルタント等業務競争入札参加資格を有しない場合は、本市の建設コンサルタント等業務の競争入札参加資格審査申請を行い、申請書類一式の写しと申請書の受理票の写しを参加申込書に添付し、提出すること。
- (7) 租税を完納していること。
 - (8) 交野市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）の規定に該当しないこと。
 - (9) 単体事業者及び共同事業者のいずれかの構成員が、平成22年4月1日から令和2年3月末までの過去10年間で、地域住民との合意形成を図るため、学校施設又は公共施設の新築・改築・増築・改修・その他の整備（延床面積は問わない）の基本設計又は実施設計に係る、住民参加型ワークショップを開催又は開催された意向を踏まえた基本設計又は実施設計業務の履行実績を有すること。
 - (10) 平成22年4月1日から令和2年3月末までの過去10年間で、単体事業者及び幹事者は、国内において元請として、延床面積5,000㎡以上の「同種施設」（校舎等学校施設（公立、私立を問わない）、以下同じ。）の新築、改築、増築に係る基本設計又は実施設計業務が完了しているものについて、履行実績を有すること。ただし、改築の場合は新築部分、増築の場合は増築部分の面積とする。
 - (11) 単体事業者及び幹事者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - (12) 単体事業者及び幹事者の本社の所在地が日本国内にあり、大阪府又は近接府県（京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県、滋賀県）に本店又は入札・契約に係る権限を委任された営業所等がある者であること。

7. 参加資格（共同事業者の場合）

本プロポーザルは、複数の事業者による共同事業者での応募ができるものとする。その場合は、6. 参加資格に加え、次の事項に該当する者であること。

- (1) 各構成員の全てを明らかにし、各構成員の役割分担を明確にすること。
- (2) 幹事者は、本プロポーザル実施期間中から本業務が終了（契約に至った場合）するまで、本市との連絡窓口を務めること。
ただし、本業務履行中において、本市が必要とする場合において、構成員と連絡をとることがある。
- (3) 幹事者は、本プロポーザルが終了するまで、必要な諸手続きを行うこと。また、契約を締結することになった場合は、幹事者との契約を結ぶものとする。

8. 事業費上限額

事業上限額は、130,000,000円（消費税および地方消費税を含む）とする。
見積書を提出する際は、上限額を超えてはならない。

9. 業務内容

「交野市立第一中学校区魅力ある学校づくり事業 基本設計等業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

10. 技術者の配置等

- (1) 管理技術者及び総合、構造、電気、機械、土木の分野毎に主任技術者を配置すること。
- (2) 管理技術者及び主任技術者の資格要件は、仕様書P. 11「4管理技術者及び主任技術者の資格要件及び配置」によるものとする。
- (3) 管理技術者は、市及び支援業者との打ち合わせやワークショップ等に原則出席し、綿密な調整を行うこと。
- (4) 主任技術者は、管理技術者の下で各業務分野を総括する者であり、市及び支援業者との打ち合わせやワークショップ等に原則出席すること。
- (5) 共同事業者における管理技術者及び主任技術者（総合）（構造）は、共同事業者の場合は幹事者に所属していること。
- (6) 共同事業者における主任技術者（電気）（機械）（土木）は、共同事業者の場合は幹事者を含むいずれかの構成員に所属していること。

11. 公募書類の配布

技術提案に係る各種資料の配布を次のとおり実施する。

(1) 配布期間

令和2年4月 1日（水）から令和2年4月17日（金）17時まで

(2) 資料配布方法

本市教育委員会事務局ホームページより必要書類をダウンロードすることにより配布する。<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2020031100027/>

※URLは変更の可能性があるのである。

12. 募集スケジュール

本プロポーザルの募集スケジュールは、次のとおりとする。

項目	日時
募集要項等の公表	4月 1日 (水)
第一次審査に関する質疑の提出期限	4月 8日 (水) 17時必着
第一次審査に関する質疑の回答	4月13日 (月) 17時以降
参加表明書等の提出期限	4月17日 (金) 17時必着
第一次審査結果の通知・技術提案書等の提出依頼	4月21日 (火) 17時以降
第二次審査に関する質疑の提出期限	4月28日 (火) 17時必着
第二次審査に関する質疑の回答	5月 1日 (金) 17時以降
技術提案書等の提出期限	5月21日 (木) 17時必着
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	5月27日 (水)
審査結果の通知	5月28日 (木) 以降予定
契約協議の開始	5月29日 (金) 以降予定

13. 第一次審査に関する質疑受付・回答

受付期間	令和2年4月 1日 (水) から令和2年4月 8日 (水) 17時まで (必着)
提出方法	質疑書 (様式17) により、電子メールで後記21.のメールアドレス宛に提出すること。なお、メールの標題は「魅力ある学校づくり事業 基本設計等業務委託に係るプロポーザル募集 第一次審査に関する質問について」とすること。 ※電子メール以外での質疑には応じない。
質疑の回答	4月13日 (月) 17時以降に、本市教育委員会のホームページにて掲載する。審査および評価の内容、応募者名等の内容に関する質問は回答しない。

※参加表明書に記載するメールアドレスを使用すること。

※受信確認のため、電話等で受信確認に努めること。(添付ファイルがある場合、本市から受信確認メールを送付できない場合がある。)

14. 参加表明

本プロポーザルの参加希望者は、技術提案書等の提出前に次のとおり参加表明を行うこと。
 なお、提出した書類に関し、担当者から説明を求められた場合は、それに応じること。

(1) 参加表明者の提出書類

	名称	様式	提出対象者等
①	参加表明書	様式 1	単体事業者及び幹事者
②	参加資格確認書	様式 2	単体事業者及び幹事者
③	参加事業者一覧表	様式 3	共同事業者で応募する者のみ必要。
④	会社概要書	様式 4	単体事業者及び共同事業者の構成員ごとに必要。
⑤	委任状	様式 5	共同事業者で応募する者のみ必要。
⑥	誓約書	様式 6	単体事業者及び幹事者
⑦	業務実績調書	様式 7	単体事業者及び幹事者
⑧	ワークショップに関する実績調書	様式 8	単体事業者及び共同事業者の構成員ごとに必要。
⑨	管理技術者調書	様式 9	単体事業者及び幹事者
⑩	主任技術者（総合）調書	様式 10	単体事業者及び幹事者
⑪	主任技術者（構造）調書	様式 11	単体事業者及び幹事者
⑫	主任技術者（電気）調書	様式 12	単体事業者及び構成員
⑬	主任技術者（機械）調書	様式 13	単体事業者及び構成員
⑭	主任技術者（土木）調書	様式 14	単体事業者及び構成員
⑮	本業務にあたっての考え方	任意様式	単体事業者及び幹事者

【添付書類】

様式 2 関係	<ul style="list-style-type: none"> 本市の令和 2 年度建設コンサルタント等業務競争入札参加資格を有しない場合は、本市の建設コンサルタント等業務の競争入札参加資格審査申請を行い、申請書類一式の写しと申請書の受理票の写し。
様式 4 関係	<ul style="list-style-type: none"> 単体事業者及び幹事者は、一級建築士事務所としての登録を証明する書類の写し。 会社としての公的資格の登録証等の証明書の写し。
様式 5 関係	<ul style="list-style-type: none"> 共同企業体を形成するための協定書等の写し。
様式 7 関係	<ul style="list-style-type: none"> 履行実績の確認書類 ※契約および完了が分かるもの 例) 契約書の写し及び業務完了証、公共建築設計者情報システム (PUBDIS)、測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS) の写し等。
様式 9～14 関係	<ul style="list-style-type: none"> 資格証等の写し

- (1) 本業務にあたっての考え方（任意様式）の作成の留意点
 - ① 本業務にあたっての考え方は、A3サイズ1枚、片面印刷、折り込んで作成すること。なお、評価基準の評価項目も参照すること。
 - ② 社名やロゴマーク、実績等、提案者を特定できる表記はしないこと。
- (2) 参加表明に係る書類の提出部数
（様式1）～（様式14）：原本1部、副本2部 合計3部
本業務にあたっての考え方（任意様式）：原本1部、副本15部 合計16部
- (3) 提出方法
持参又は郵送（簡易書留）に限る。
- (4) 提出期限
令和2年4月17日（金）17時まで（必着）
※持参する場合は9時から17時30分まで。（令和2年4月17日、土曜日、日曜日および祝日を除く）
※提出書類の不備・不足、提出期限内の到達確認ができなかった場合、応募を無効とする。
- (5) 提出先
本要項21. 応募先・質問先・問合せ先参照
※参加申込書提出後に参加を辞退する場合には、辞退届（様式18）を提出すること。

15. 第一次審査の方法、審査結果通知及び技術提案書等の提出依頼

参加表明者の参加資格要件、提出された調書書類に係る実績及び提案内容（以下、「参加資格要件等」という。）を審査し、審査結果等を次のとおり通知する。

なお、参加表明者が4者以内であった場合でも第一次審査を行い、評価する。

- (1) 第一次審査
審査委員会において、参加資格要件等を書類審査し、別紙評価基準表に基づき評価を行う。
高い評価を得た参加表明者（4者以内）を選定するものとし、同点の場合は、別紙評価基準表の第一次審査における評価基準にて、「提案内容における評価」および「実績における評価」のうち「事業者の業務実績」の得点の合計が高いものを選定する。
- (2) 第一次審査結果の通知及び技術提案書等の提出依頼
令和2年4月21日（火）17時以降に、参加表明書に記載のメールアドレスにメール及び書面にて第二次審査の参加資格の有無を通知する。
なお、第二次審査の参加資格を有する者は、技術提案書及び調書等（以下「技術提案書等」という。）の提出をあわせて依頼する。

(3) 技術提案書等提出書類

	名称	様式	提出対象者等
①	技術提案書等提出届	様式 1 6	単体事業者及び幹事者
②	技術提案書	任意様式	単体事業者及び幹事者
③	見積書	様式 1 7	単体事業者及び幹事者
④	見積内訳書	任意様式	単体事業者及び幹事者

(4) 技術提案書等作成の留意点

- ① 技術提案書は、A 3 サイズ、片面印刷、5 枚以内、横置きで折らずに作成し、3 0 分のプレゼンテーションですべて説明できる内容とすること。なお、文字の大きさは、原則として 1 0 ポイント以上とする。業務実施体制・業務工程表は、A 3 サイズ片面 1 ページで作成し、技術提案書の枚数に含めること。
- ② 使用言語は日本語とし、提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、その付近若しくは、同一ページ内に注釈を付けること。
- ③ 社名やロゴマーク、実績等、提案者を特定できる表記はしないこと。
- ④ 記載すべき項目は、次のとおりとし、項目を技術提案書に記載すること。なお、評価基準の評価項目も参照すること。
 - ア. 業務実施体制及び業務工程表
 - イ. 「交野市立第一中学校区 魅力ある学校づくり事業 基本方針・基本計画」のメインコンセプトの実現に向けた、新たな学校の全体構想
 - ウ. 「交野市立第一中学校区 魅力ある学校づくり事業 基本方針・基本計画」の「導入機能・規模」の整理を踏まえた整備方針から、諸室の具体的な整備内容への反映について
 - エ. 配置計画、維持管理運営等について
- ⑤ 見積内訳書は、見積書（様式 1）にホチキス止め又は袋とじをして作成すること。

(5) 提出部数（様式 1 6～見積内訳書）

(6) (様式 1 6) : 原本 1 部、副本 2 部 合計 3 部

技術提案書 (任意様式) : 原本 1 部、副本 1 5 部 合計 1 6 部

正本のみ会社名、代表者名を記載し、押印すること。副本は参加者が判別できる記載、表現等 (商号、実印、実績等) を記載せず、審査における匿名性を担保すること。

(7) 提出方法

持参又は郵送 (簡易書留) に限る。

(8) 提出期限

令和 2 年 5 月 2 1 日 (木) 1 7 時まで (必着)

※持参する場合は 9 時から 1 7 時 3 0 分まで。(令和 2 年 5 月 2 1 日 (木)、土曜日、

日曜日および祝日を除く)

※技術提案書等の分割提出は認めない。また、提出書類の不備・不足、提出期限内の到達確認ができなかった場合、応募を無効とする。

(6) 提出先

本要項 21. 応募先・質問先・問合せ先参照

16. 第二次審査に関する質疑について

提出期限	令和2年4月28日(火) 17時まで(必着)
提出方法	質疑書(様式17)により、電子メールで後記21.のメールアドレス宛に提出すること。なお、メールのタイトルは「魅力ある学校づくり事業 基本設計等業務委託に係るプロポーザル募集 第二次審査に関する質問について」とすること。 ※電子メール以外での質疑には応じない。
質疑の回答	令和2年5月1日(金) 17時以降に、本市教育委員会のホームページに掲載する。審査および評価の内容、応募者名等の内容に関する質問は回答しない。

※参加表明書に記載のメールアドレスを使用すること。

※受信確認のため、電話等で受信確認に努めること。添付ファイルがある場合、本市から受信確認メールを送付できない場合がある。

17. 第二次審査の方法

技術提案者に対し、提出された技術提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの日時および場所

技術提案書の内容に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

実施予定日時：令和2年5月27日(水)

※場所・時間等の詳細については、対象者に別途通知する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

① 所要時間は、プレゼンテーション30分、質疑応答10分、合計40分とする。

② プレゼンテーションおよびヒアリング時に必要なプロジェクター、パソコン等の機材、備品については、必要に応じて、提案者にて用意するものとする。

(電源の使用および、室内壁面(白色)への映像の投影は可とする。)

③ 提出した技術提案書等以外の追加資料の配布は認めない。

(3) 参加人数

プレゼンテーションおよびヒアリングへの出席は、本業務に携わる担当者で、(共同事業体の場合は構成員全体で)3人を限度とする。

※出席者は名札等を着用せず、匿名性を確保すること。

18. 選定方法

本プロポーザルの審査については、以下のとおりとする。

- (1) 評価基準に基づき、「交野市立第一中学校区魅力ある学校づくり事業 基本設計等業務委託」事業者候補選定審査委員会において審査する。
- (2) 評価基準については、「交野市立第一中学校区魅力ある学校づくり事業 基本設計等業務委託」事業者候補選定評価基準に基づき審査する。評価内容については、別紙評価基準表に基づいて行う。
- (3) 第一次審査の(2)実績における評価のうち、「4 管理技術者の実績」「5 主任技術者の実績」において、兼務する者については、その記載されている業務実績の件数を2倍して件数の評価を行う。
- (4) 第一次審査の評価と第二次審査の評価の総合得点により各提案者の順位を決め、最高点である提案者を、優先交渉権者として1者選定し、次点を第2優先交渉権者として選定する。ただし、総合得点が合計持ち点の6割（120点）を下回る点数の場合は選考しないものとする。
- (5) 提案者が1者であった場合においても審査を行い、仕様書等を満たすと認められる場合は、当該提案者を交渉権者として選定する。ただし、総合得点が合計持ち点の6割を下回る点数の場合は選考しないものとする。
- (6) 最高得点者が2者以上となった場合は、評価基準のうち第二次審査における2及び10から14までの項目の合計点により順位を決め、優先交渉権者および第2優先交渉権者を選定する。
なお、第2優先交渉権者が2者以上となった場合も、優先交渉権者と同様の選定方法で選定する。
- (7) 選定結果は令和2年5月28日（木）（以降予定）に郵送にて通知し、その後、市ホームページに掲載する。なお、本市の仕様および価格協議のうえ、内部手続きを経て、本業務の受託者として決定するため、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約するものではない。
- (8) 技術提案の審査の評価等に関する問い合わせは一切応じないものとする。また、審査過程は公表しないものとする。

19. 契約

- (1) 優先交渉権者の選定後、技術提案書および見積書を踏まえ、本市において詳細検討・協議のうえ業務内容を確定する。
- (2) 協議が整った場合、提案上限額の範囲内で、本市と随意契約により委託契約を締結する。
- (3) ただし、優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と協議し、契約する場合がある。
- (4) 契約内容および仕様等については、採択された提案をもとに本市と詳細を協議する。

また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じる場合がある。

- (5) 技術提案書に記載された事項が履行できなかったときは、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行う場合がある。
- (6) 委託業務における主たる業務部分の再委託は行わないものとする。ただし、仕様書に規定するもの以外の業務の一部を再委託する場合は、市と協議した上で行うものとする。
- (7) 物品・役務の調達等は、地域振興の観点を踏まえ、配慮すること。
- (8) 契約後、技術提案書のデータをCD-R又はDVD-Rで1枚提出すること。

20. 留意事項

- (1) 応募者は、本業務の選定結果後に、本募集要項および仕様書の内容等に関して、不明または錯誤等を理由とする異議申立てはできない。
- (2) 本プロポーザルに要する経費（提案書等の作成および提出、審査等に係る費用等）は、応募者の負担とする。（本プロポーザルにおけるプレゼンテーションの際に使用した電気代を除く。）
- (3) 提出された書類は返却しない。ただし、提出書類は本プロポーザル以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された書類の返却、提出期限以降の書類の差し替えおよび再提出は認めない。
- (5) 提出書類に記載された受託業務の管理技術者及び主任技術者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (6) 本プロポーザルに係る提出書類を対象にした情報公開請求があった場合には、提案者の技術的ノウハウを含む、機密に関する事項（個人情報を含む）等を除いては、公開する場合がある。
- (7) 本プロポーザルの参加者及び受託者は、手続及び業務遂行過程において知り得た知識、情報は契約終了後も含め、第三者に漏らしてはならない。
- (8) プロポーザル実施期間中に、対象となる第一中学校区の小中学校の敷地内へ立ち入ることは禁止する。
- (9) 次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルの参加を無効とする。
 - ① 前記 6. 参加資格および 7. 参加資格（共同事業体の場合）を満たさなくなった場合。
 - ② 参加資格確認後において、資格要件を満たさなくなった場合。
 - ③ 本市財務規則を含む関連法令等に抵触した場合。
 - ④ 提出書類の全部または一部が提出期限までに提出されなかった場合。
 - ⑤ 参加資格、提出書類等に虚偽があった場合。
 - ⑥ 見積額が予算額を超えた場合。
 - ⑦ 提出書類の記載事項に重大な不足や不備があった場合。
 - ⑧ 提案に関して談合等の不正行為があった場合。

- ⑨ プレゼンテーション及びヒアリングに出席できなかった場合。
- ⑩ その他、本実施要項および仕様書の記載事項を遵守しなかった場合。
- (10) 優先交渉権者通知後において、資格要件を満たさなくなった場合は、契約交渉権を取り消す場合がある。
- (11) 本プロポーザルの実施に対する不服申立てはできない。

21. 応募先・質問先・問合せ先

〒 576-0052 大阪府交野市私部2丁目29番1号（青年の家）

交野市教育委員会事務局 まなび舎整備課（旧学校規模適正化室）

電話番号：072-810-8010 FAX：072-892-4800

E-mail：tekisei@city.katano.osaka.jp

※電話番号、メールアドレス、ホームページアドレスに変更が生じる場合がある。